

平成27年3月27日

## 固定資産の減損処理に伴う特別損失の計上について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）は、当社が保有する不動産の一部について売却の方針を決議し、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価額を不動産鑑定士による鑑定結果をもとに算定した正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することといたしましたので、お知らせいたします。

当社は平成24年4月からスタートした3カ年の中期経営計画の柱の1つとして『安定的な財務体質の実現』を掲げており、本件は不動産ポートフォリオの改善に向けた取り組みの一環として実施するものです。

なお、本件につきましては、金融商品取引法等の規定に基づき、本日付で臨時報告書を提出しています。

記

**1. 減損損失の計上見込み額**

本件に伴う減損損失約124億円については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度（第68期）および連結会計年度において、特別損失として計上する予定です。

以上